

(意見提出様式)

障害支援区分への見直し（案）に対する意見

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課あて

住 所：神戸市中央区橘通 3-4-1

氏名（※） 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 由岐 透

電話番号：078(371)3930

アドレス： h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

（※）法人・団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

〔意見〕

障害程度区分から障害支援区分への見直しについて

I 当会の基本的な考え方

1 障害程度区分を障害支援区分としても根本的なものは変わりません

住むところによって障害程度区分が大きく違いそれに伴い障害福祉サービスの種類や量の地域間格差が著しく現れていました。これは障害程度区分の認定項目が、知的障害者及び精神障害者にとっては不適切な介護保険の認定項目が 79、障害特性の認定項目が 27 といった単なる技術的な問題ではなく、障害程度区分という仕組み自体が、憲法に保障された基本的人権を侵害する疑いがあると考えています。

障害程度区分の定義は「障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの」とあり、障害支援区分の定義は「障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とありますが、この二つのどこがどう違うのか明確ではなく、障害福祉サービスの制限に用いるというその根本的な思想は何も変わっていないと言えます。

2 障害者が必要とする支援は自己選択・自己決定で

どんなに重いハンディキャップのある障害者も、社会の一員としてその人権を尊重されるためには、一人ひとりが必要とする支援の質・量を、自己選択・自己決定することが必要です。

民主主義は、自分で考え自分で決定できる個人を、かけがえのない存在として尊重するものです。そのことは日本国憲法第 11 条の「基本的人権の享有」、第 13 条の「個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉」に明確に示されているところです。

この立場に立つとすれば、障害程度区分も障害支援区分も必要ないと考えます。

II 障害支援区分について

1 障害者に対する支援度合をなぜ区分・区別しなければならないのか、その合理的な理由がわかりません。

障害者が、かけがえのない個人として尊重されその人らしく生きるために、障害福祉サービスは欠かせないものです。知的障害者は全国に約 200 万人いるといわれていますが、障害の程度・環境等は一人ひとり異なっていて、必要とする支援の質・量も自ずから異なります。

障害支援区分では、「障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる」という文言が入っていますが、障害者の心身の状態を一定の物差しで判定しようとすることには無理があります。

障害を持っているが故になぜ区分・区別をされなければならないのか。また、このような仕組みのもとに支援を行おうとすれば、制度の谷間に落ちる障害者が出てくるのが十分考えられます。

したがって、区分・区別によるのではなく、一人ひとりが本当に必要とする支援が受けられるような制度に変更していただきたい。

2 障害支援区分に名を変えても根本的な解決にはなりません。

現在のコンピュータによる障害程度区分の判定は、介護認定のために開発された判定式をそのまま流用しているため、106 項目の判定項目のうちの「行動障害や精神面等の判定項目」では、肢体不自由以外の障害の特性を十分に評価できていない、ということ厚生労働省自体も認めているところです。

これは判定の方法もさることながら、どのような尺度を用いようが障害者を区分・区別して支援するという仕組みそのものが、社会における生き辛さがある障害者の状況を把握することはできないと考えます。

3 新しい判定項目でも障害者の実態は適切に反映されません

現在検討されている新しい障害支援区分の判定項目については、移動や動作等に関連する項目 12、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 16、意志疎通に関連する項目 6、行動障害に関連する項目 34、特別な医療に関連する項目 12 になっていますが、本人の生育歴・家庭状況・環境・高齢化等に関する判定項目がありません。

このような判定項目で評価・区分されるとすれば、本当に必要とする支援が受けられない障害者が出てくることは間違いないと考えます。区分・区別をもとに支援する仕組みは廃止し、新たな考え方にもとづく制度をぜひ構築していただきたい。

以上